

第70回 定時株主総会 招集ご通知

Contents

■ 第70回定時株主総会招集ご通知

【添付書類】

■ 事業報告

■ 計算書類

■ 監査報告書

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

第5号議案 役員賞与支給の件

【日時】

平成30年5月24日（木曜日）午前10時

【場所】

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間

株式会社 **ダイケン**
証券コード5900

証券コード5900
平成30年5月9日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤 岡 洋 一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第70期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiken.ne.jp>）に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴い、緩やかな回復基調にあるものの、個人消費に関しましては、社会保険料の増加などによって実質所得の改善が緩慢であり、力強さを欠くものとなりました。また、海外におきましては、米国の経済政策の動向や中東、アジア地域における地政学的リスクの高まりなど、先行き不透明な状況で推移しました。

建築金物業界におきましては、インバウンド関連の投資などにより、非住宅建築の着工は比較的堅調に推移しました。しかしながら、新設住宅着工戸数については、相続税改正を背景に好調であった賃貸物件も減少に転じ始め、住宅ローン減税や金利優遇政策の効果が一巡したことなどから前年度を下回りました。また、運搬費の高騰や原材料価格の高止まりの状況は依然として続いており、メーカー間の競争激化の中、厳しい経営環境となりました。

このような中、当社は、平成29年3月に西関東地区における業務の効率化や販売力強化を図るため、東京西出張所と神奈川営業所を統合し、西関東営業所を設置しました。また、東京と大阪のショールームを活用した説明会を重ねて得意先との連携を高めるとともに、機械工具や農業資材などのルートへの浸透に取り組んでまいりました。

生産部門におきましては、成田工場と千葉工場の一体運用による生産効率の向上や関東地区の受注等への対応力強化を図りました。また、エネルギー効率を高めるため、工場などの施設照明をLED照明へ切り替えるなどの設備投資を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、前事業年度比2.6%増の106億74百万円となりました。利益面では、原材料の高騰と人手不足を原因とする運搬費の増大などから、営業利益は前事業年度比18.9%減の3億91百万円、経常利益は前事業年度比18.1%減の4億円となりました。当期純利益は前事業年度に比べ14.7%減の2億66百万円となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
建 築 金 物	4,551,375	42.7%	ドアハンガー、ハンガーレール 点検口、ピット、カーテンレール
外 装 用 建 材	1,972,224	18.5%	金属製笠木、外装・目隠しパネル
建 材	6,523,599	61.2%	——
エ ク ス テ リ ア	2,999,342	28.1%	物置、ガレージ、自転車置場
そ の 他	985,813	9.2%	家庭金物、施工
小 計	10,508,755	98.5%	——
不 動 産 事 業 収 入	165,294	1.5%	不動産賃貸
合 計	10,674,050	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1億51百万円であります。その主なものは、建築関連製品の生産用機械及び金型であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

わが国の経済情勢におきましては、東京オリンピック・パラリンピックに関連する建築需要が続くものと期待されますが、2019年10月に消費増税を控えた政策の動向など不透明感の強い状況もみられます。また、相続税の改正による効果が一巡したことや人口減少を背景に、好調であった賃貸住宅などの着工戸数は弱含みで推移していくとみられ、貸家など新設住宅着工戸数は下方傾向となることが想定されます。また、材料価格の変動や厳しさを増す運送事情も相まって、建築金物業界に関連する投資の動向につきましては、依然として予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような経営環境の下ではありますが、今後も高い建築需要が見込まれる関東圏における営業力の強化を引き続き進めるとともに、その需要に対応するため、成田工場と千葉工場の一体運用による生産の効率化、納期対応の強化を実施してまいります。高騰する材料価格や運搬費、為替の問題など難しい課題ではありますが、最適化を図ってまいります。

また、高齢化社会や環境問題、住宅高機能化など当社製品群の周辺ニーズや市場価格の変化に適時に対応できるよう、ユーザーの立場に立った商品開発の強化を図るとともに、生産及び調達方法や販路を見直してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 67 期 (平成27年2月期)	第68期 (平成28年2月期)	第69期 (平成29年2月期)	第70期 (当期) (平成30年2月期)
売 上 高	10,908,519	10,770,011	10,403,694	10,674,050
経 常 利 益	714,724	496,854	488,991	400,430
当 期 純 利 益	433,682	349,441	312,902	266,895
1株当たり当期純利益	73円83銭	59円50銭	53円28銭	45円45銭
総 資 産	14,557,490	14,636,616	15,023,326	15,196,970
純 資 産	11,243,493	11,482,816	11,832,944	12,058,944

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市清田区	埼玉営業所	さいたま市北区
東京支店	東京都墨田区	西関東営業所	東京都町田市
名古屋支店	愛知県一宮市	静岡営業所	静岡市駿河区
大阪支店	大阪市淀川区	岡山営業所	岡山市東区
仙台営業所	仙台市宮城野区	広島営業所	広島市中区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	福岡営業所	福岡市博多区
千葉営業所	千葉県佐倉市		

工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室蘭工場	北海道室蘭市	兵庫工場	兵庫県加西市
成田工場	千葉県富里市	岡山工場	岡山市東区
千葉工場	千葉県佐倉市	津山工場	岡山県津山市
十三工場	大阪市淀川区		

(13) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	260名	3名	42.4歳	17年3月
女 性	46名	△1名	40.8歳	12年6月
合計または平均	306名	2名	42.2歳	16年7月

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員(計60名)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株（うち自己株式97,932株）
- (3) 株 主 数 1,294名（前期末比651名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
藤 岡 洋 一	1,115,200株	18.9%
ダ イ ケ ン 取 引 先 持 株 会	453,400株	7.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	299,100株	5.0%
藤 岡 秀 一	295,785株	5.0%
ダ イ ケ ン 従 業 員 持 株 会	243,811株	4.1%
株式会社 り そ な 銀 行	243,000株	4.1%
藤 岡 純 一	237,000株	4.0%
押 木 信 吉	202,350株	3.4%
株式会社 三 井 住 友 銀 行	185,000株	3.1%
桑 井 孝 子	162,700株	2.7%

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 岡 洋 一	
常 務 取 締 役	松 井 浩 治	営業本部長
取 締 役	田 淵 敦 司	経理部長
取 締 役	北 川 淳 二	製造管理部長
取 締 役	北 脇 昭	総務部長
取 締 役	有 田 真 紀	有田真紀公認会計士事務所所長 日本P Cサービス株式会社社外取締役 株式会社栗本鐵工所社外監査役
常 勤 監 査 役	小 畑 芳 三	
監 査 役	阿 部 幸 孝	三和綜合法律事務所代表
監 査 役	橋 田 光 正	りょうざん会計事務所所長 東陽監査法人代表社員

- (注) 1 取締役有田真紀氏は社外取締役であります。
 2 監査役阿部幸孝氏及び監査役橋田光正氏は社外監査役であります。
 3 常勤監査役小畑芳三氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4 監査役阿部幸孝氏は、法曹として豊富な経験を有しコンプライアンス等に関する相当程度の知見を有しております。
 5 監査役橋田光正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6 取締役有田真紀氏及び監査役橋田光正氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(ご参考) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担当地位
岡 森 正 寛	執行役員 兵庫工場長
久 野 義 浩	執行役員 十三工場長
柿 添 儀 治	執行役員 開発部長
中 野 達	執行役員 貿易部長
白 岩 和 哉	執行役員 営業本部 西日本ブロック長
小 野 雅 行	執行役員 営業本部 東日本ブロック長 兼 東京支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条、第34条の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	6 名	106,984千円
(うち社外取締役)	(1 名)	(2,340千円)
監 査 役	3 名	17,280千円
(うち社外監査役)	(2 名)	(3,180千円)
計	9 名	124,264千円

- (注) 1 平成8年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず）は年額200,000千円、及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。
- 2 支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した18,500千円（取締役16,400千円、監査役2,100千円）及び役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した10,000千円（取締役8,800千円、監査役1,200千円）が含まれております。
- 3 上記のほかに、次の支払いがあります。
- | | |
|-------------------|----------|
| 使用人兼務取締役の使用人給与相当額 | 33,990千円 |
|-------------------|----------|

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	有 田 真 紀	当事業年度開催の取締役会には13回中12回に出席しました。社外での経験や専門性を活かし、議案の審議に必要な発言を行っております。
監査役	阿 部 幸 孝	当事業年度開催の取締役会には13回中11回に、また監査役会には11回中9回に出席しました。弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発言を行っております。
監査役	橋 田 光 正	当事業年度開催の取締役会には13回中10回に、また監査役会には11回中8回に出席しました。公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額20,000千円

- (注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第38条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。
- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任するものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとし、

当社は、子会社に関する業績状況、決算状況などの報告について、定期的・継続的に子会社の取締役または従業員から当社取締役会へ報告するものとし、なお、監査役は取締役会と連携し報告を共有するものとし、

当社の監査役は「監査役監査規程・第16条第2項」に従い、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとし、子会社の取締役または従業員から直接報告を受けることができるものとし、

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとし、

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

また、監査役に対し当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとし、

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。
- ③ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担します。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し的確に対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

経営環境の変化に応じて、社内規程の制定並びに改定を行い、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう企業行動基準の周知活動を行うとともに、取締役会において内部統制監査に基づく報告を定期的に行っております。

社外監査役を含む監査役は、監査計画に基づいた監査の他、取締役会への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,501,388	流 動 負 債	2,790,982
現 金 及 び 預 金	3,857,116	支 払 手 形	250,767
受 取 手 形	796,021	電 子 記 録 債 務	1,356,492
電 子 記 録 債 権	1,642,085	買 掛 金	511,567
売 掛 金	1,580,936	未 払 金	149,648
商 品	6,609	未 払 費 用	132,644
製 品	737,203	未 払 法 人 税 等	118,450
原 材 料	441,592	賞 与 引 当 金	159,168
仕 掛 品	295,106	役 員 賞 与 引 当 金	18,500
貯 蔵 品	28,403	そ の 他 の 流 動 負 債	93,743
繰 延 税 金 資 産	87,704	固 定 負 債	347,043
そ の 他 の 流 動 資 産	29,199	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	120,775
貸 倒 引 当 金	△591	繰 延 税 金 負 債	120,319
固 定 資 産	5,695,582	そ の 他 の 固 定 負 債	105,949
有 形 固 定 資 産	4,603,398	負 債 合 計	3,138,025
建 物	1,819,389	純 資 産 の 部	
構 築 物	16,151	株 主 資 本	11,731,439
機 械 及 び 装 置	580,203	資 本 金	481,524
車 両 運 搬 具	2,822	資 本 剰 余 金	250,398
工 具 器 具 備 品	147,481	資 本 準 備 金	249,802
土 地	2,037,350	そ の 他 資 本 剰 余 金	596
無 形 固 定 資 産	79,473	利 益 剰 余 金	11,055,567
ソ フ ト ウ ェ ア	75,477	利 益 準 備 金	120,381
電 話 加 入 権	1,696	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,935,186
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,300	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	571
投 資 そ の 他 の 資 産	1,012,710	別 途 積 立 金	7,500,000
投 資 有 価 証 券	784,523	繰 越 利 益 剰 余 金	3,434,615
関 係 会 社 株 式	20,000	自 己 株 式	△56,050
保 険 積 立 金	153,303	評 価 ・ 換 算 差 額 等	327,505
そ の 他 の 投 資	61,532	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	327,505
貸 倒 引 当 金	△6,650	純 資 産 合 計	12,058,944
資 産 合 計	15,196,970	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,196,970

損 益 計 算 書

(平成29年 3月 1 日から)
(平成30年 2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,674,050
売 上 原 価		7,294,560
売 上 総 利 益		3,379,489
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,988,154
営 業 利 益		391,335
営 業 外 収 益		35,673
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19,801	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	15,872	
営 業 外 費 用		26,578
支 払 利 息	43	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	26,534	
経 常 利 益		400,430
特 別 利 益		255
投 資 有 価 証 券 売 却 益	255	
特 別 損 失		2,367
会 員 権 評 価 損	2,367	
税 引 前 当 期 純 利 益		398,318
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		128,958
法 人 税 等 調 整 額		2,464
当 期 純 利 益		266,895

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金
平成29年3月1日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	784	7,500,000
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
固定資産圧縮積立金の取崩						△213	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△213	—
平成30年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	571	7,500,000

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計		
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計		その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
	繰 越 利 益 剰 余 金						
平成29年3月1日残高	3,255,598	10,876,763	△55,874	11,552,811	280,132	280,132	11,832,944
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△88,091	△88,091		△88,091			△88,091
当 期 純 利 益	266,895	266,895		266,895			266,895
自 己 株 式 の 取 得			△176	△176			△176
固定資産圧縮積立金の取崩	213	—		—			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					47,372	47,372	47,372
当 期 変 動 額 合 計	179,017	178,804	△176	178,627	47,372	47,372	226,000
平成30年2月28日残高	3,434,615	11,055,567	△56,050	11,731,439	327,505	327,505	12,058,944

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

機 械 及 び 装 置 10年

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,507,333千円 |
| (2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額の総額 | 3,050,000千円 |
| 借入実行残高 | 0千円 |
| 差引額 | 3,050,000千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 4,496千円 |
| 短期金銭債務 | 0千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

92,542千円

営業取引以外の取引による取引高

業務管理手数料等

11,777千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株	—	—	—	—	5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	97,723株	209株	—	—	—	97,932株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加209株であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成29年5月25日 定時株主総会	普通株式	88,091千円	15円00銭	平成29年 2月28日	平成29年 5月26日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発生日
平成30年5月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	88,088千円	15円00銭	平成30年 2月28日	平成30年 5月25日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	49,023千円
未払事業税等	11,030千円
役員退職慰労引当金	36,957千円
減損損失	28,387千円
その他	45,868千円
小計	171,267千円
評価性引当額	△59,206千円
合計	112,060千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△144,404千円
固定資産圧縮積立金	△271千円
合計	△144,675千円

繰延税金資産の純額 △32,615千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先と信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的な為替相場等を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち27.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,857,116	3,857,116	—
(2) 受取手形	796,021	796,021	—
(3) 電子記録債権	1,642,085	1,642,085	—
(4) 売掛金	1,580,936	1,580,936	—
(5) 投資有価証券	775,936	775,936	—
資 産 計	8,652,095	8,652,095	—
(1) 支払手形	250,767	250,767	—
(2) 電子記録債務	1,356,492	1,356,492	—
(3) 買掛金	511,567	511,567	—
負 債 計	2,118,827	2,118,827	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び (4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

	種類	取 得 原 価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	304,026	775,936	471,909
	小計	304,026	775,936	471,909
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		304,026	775,936	471,909

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務及び (3) 買掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	8,587

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預 金	3,849,521	—	—	—
受 取 手 形	796,021	—	—	—
電 子 記 録 債 権	1,642,085	—	—	—
売 掛 金	1,580,936	—	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は88,173千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額 (千円)			当事業年度末に おける時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
643,178	△14,981	628,196	1,100,018

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

減少は、減価償却費14,981千円であります。

3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,053円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円45銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月13日

株式会社ダイケン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月20日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役 小 畑 芳 三 ㊟

社外監査役 阿 部 幸 孝 ㊟

社外監査役 橋 田 光 正 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、長期に株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととし、当期純利益（通期）の25%以上の配当性向を目標といたしております。

期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を勘案し、1株当たり15円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は88,088,220円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年5月25日

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役藤岡洋一氏、北川淳二氏、北脇 昭氏の3名が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 地位、担当及び重要な兼職の状況	歴 所 有 す る 当社株式の数
1	ふじ おか よう いち 藤岡 洋一 (昭和39年7月6日生)	平成4年1月 当社入社 平成6年5月 当社取締役営業本部部長 平成8年5月 当社常務取締役営業本部副本部長 平成10年4月 当社常務取締役営業本部部長 平成10年5月 当社取締役副社長営業本部部長 平成19年5月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,115,200株
2	きた がわ じゅん じ 北川 淳二 (昭和29年3月9日生)	昭和54年4月 ダイケンシャッター株式会社 (被合併会社) 入社 平成6年4月 当社十三工場生産管理課長 平成18年3月 当社十三工場開発課長兼工場長代理 平成20年3月 当社執行役員十三工場長 平成24年3月 当社執行役員製造管理部部長 平成24年5月 当社取締役製造管理部部長 現在に至る	14,617株
3	きた わき あきら 北脇 昭 (昭和34年5月26日生)	昭和57年3月 日本伝導精機株式会社(現株式会社日伝) 入社 昭和62年2月 当社入社 平成9年3月 当社総務部課長 平成18年5月 当社執行役員総務部長 平成24年5月 当社取締役総務部長 現在に至る	6,617株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、ダイケン役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役阿部幸孝氏、橋田光正氏の2名が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	もり ずみ よう じ 森 住 曜 二 (昭和50年5月18日生)	平成11年10月 太田昭和監査法人（現新日本有 限責任監査法人）入所 平成28年 1 月 森住曜二公認会計士事務所所長 現在に至る 同 月 株式会社グラッドキューブ社外 取締役就任 現在に至る	—
2	はし だ こう せい 橋 田 光 正 (昭和35年8月30日生)	平成10年 7 月 橋田公認会計士事務所（現りょ うざん会計事務所）開設 平成18年 5 月 東陽監査法人代表社員就任 現在に至る 平成22年 5 月 当社監査役就任 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森住曜二氏及び橋田光正氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、橋田光正氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。また、森住曜二氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。
3. 選任理由、社外監査役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 選任理由及び独立性
- ①森住曜二氏及び橋田光正氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持、向上に貢献していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、両氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役を適切に遂行していただけるものと考えております。

- ②社外監査役候補者の両氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）若しくは役員（同規則同条同項第3号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。
 - ③社外監査役候補者の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬は除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④社外監査役候補者の両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ⑤社外監査役候補者の橋田光正氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約
- 社外監査役の両氏が原案どおり選任され、就任された場合には、定款第34条の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、西尾富次氏は監査役小畑芳三氏の補欠として、廣川治氏は社外監査役就任予定の森住曜二氏及び橋田光正氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	にし お とみ じ 西 尾 富 次 (昭和38年3月16日生)	平成2年10月 当社入社 平成17年3月 当社情報システム 課長代理 平成26年3月 当社情報システム 課長 現在に至る	—
2	ひろ かわ おさむ 廣 川 治 (昭和10年11月11日生)	昭和51年6月 株式会社萬年社取締役就任 平成元年6月 同社代表取締役就任 平成7年6月 同社退任 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の候補者のうち、廣川治氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性

- ①廣川治氏は、長年にわたり会社経営の経験を有し、経営管理面において経験と見識等をもとに、コンプライアンスの面での監査が期待できると判断したからであります。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員となったことはありません。
- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

⑤同氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届出る予定であります。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約

同氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項及び定款第34条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役1名を除く取締役5名及び社外監査役2名を除く監査役1名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額18,500千円（取締役分16,400千円、監査役分2,100千円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

〈メ 毛 欄〉

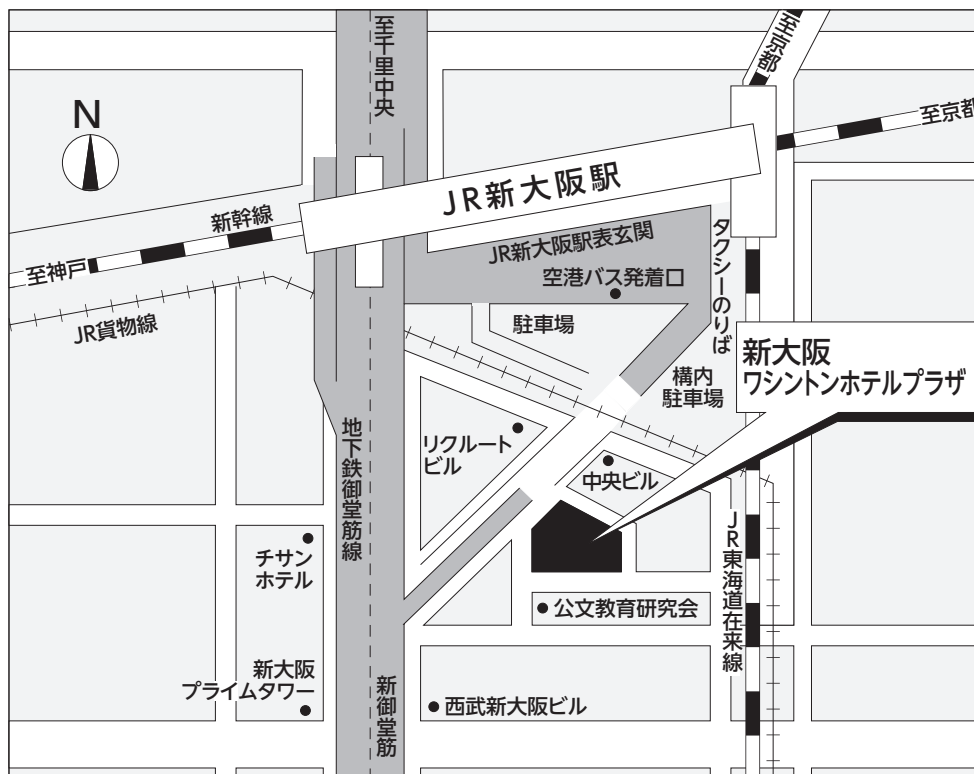
[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



最寄の交通機関

● 徒歩

J R 新大阪駅正面口から……………徒歩約 3 分

地下鉄新大阪駅 7 番出口から……………徒歩約 3 分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。